

金融行政とSDGs

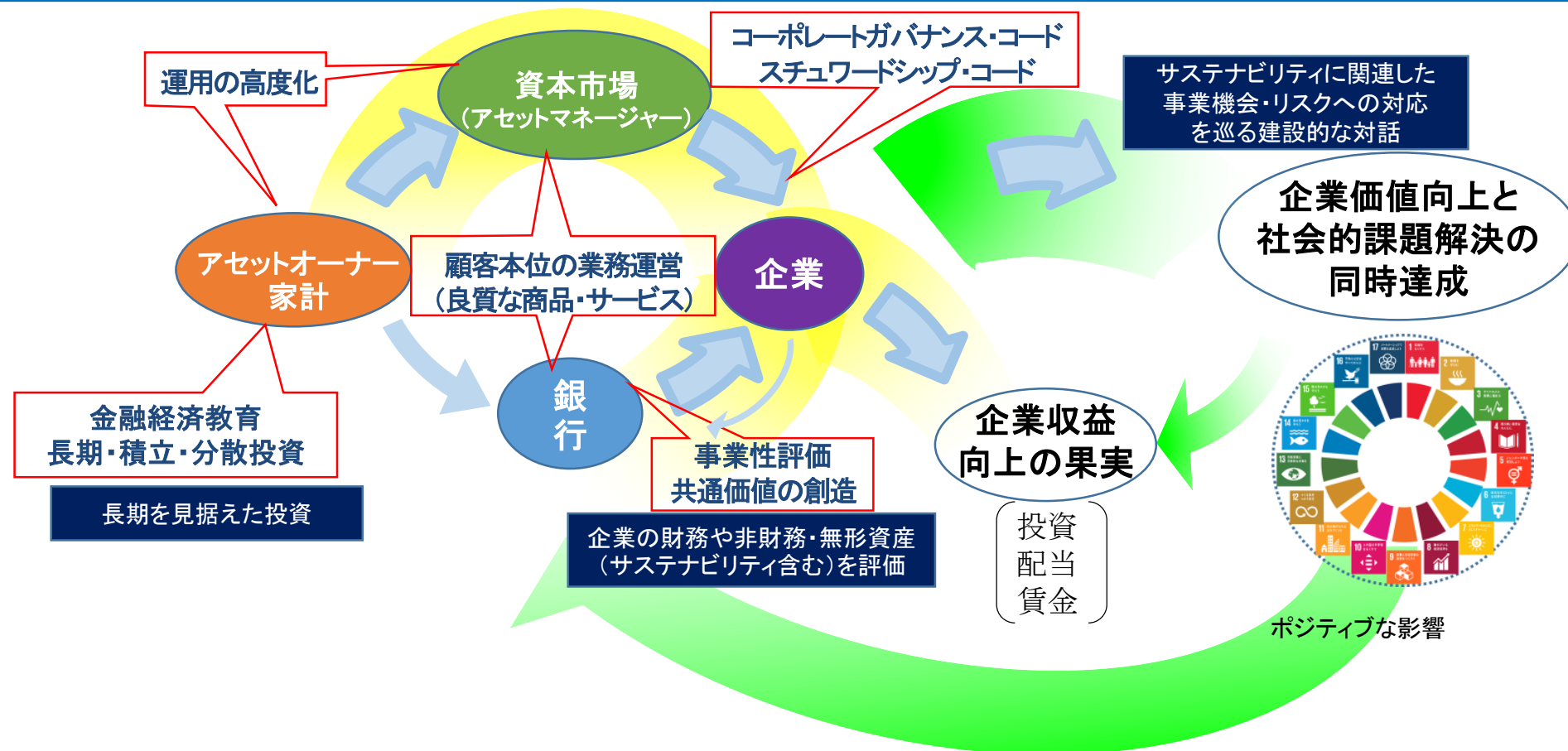
金融庁
令和2年1月



金融庁の基本的な方向性

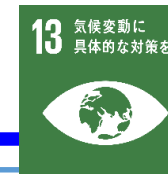
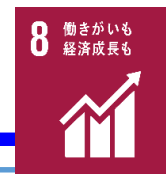
- 日本政府として推進している持続可能な開発目標(SDGs)は、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指すという金融行政の目標にも合致するものであり、**金融庁としてもその推進に積極的に取り組む**
- SDGsは、本来的には企業・投資家・金融機関といった各経済主体が自主的に取り組むべきものであるが、何らかの要因でそうした動きが妨げられて外部不経済が発生している場合には、**経済全体としての最適な均衡の実現**に向け、当局として促すことも必要

(注)但し、その場合でも、SDGs推進のために各経済主体や金融市場における経済合理性が歪められることは適切でなく、金融庁としては、SDGsやESG金融の動きが、中長期的な投融資リターンや企業価値の向上につながる形で実現されるよう、各経済主体の自主的な対応を引き出すことを基本的な方向性とする



資本市場における取組み

企業・投資家の対話を通じた企業価値向上とTCFD



- 機関投資家と企業の建設的な対話を通じた企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、**コーポレートガバナンス・コード**と**スチュワードシップ・コード**を整備し、コーポレートガバナンス改革を実施
 - ・ コーポレートガバナンス・コードの原則の一つとして、上場企業は**社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ(持続可能性)を巡る課題について適切な対応を行う**べきである旨を明記。また、2018年6月の改訂では、取締役会の確保すべき多様性として**ジェンダーや国際性が含まれることを明示**(2018年6月1日改訂)
 - ・ スチュワードシップ・コードにおいては、機関投資家が中長期的視点から投資先企業の状況を把握する際の着眼点として、**投資先企業の事業における社会・環境問題に関するリスク・収益機会**を例示
 - ・ スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会(2019年10月～12月に3回開催)における議論を踏まえ、論点の1つとして「サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮」を盛り込むことを内容とする改訂案について、2019年12月20日から2020年1月31日までパブリックコメントを募集
- 企業に対して、気候変動対応に関する自らの事業のリスクと機会の把握・開示を求める**気候変動関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)報告書**についても、こうした対話の中で提言内容が活用されることを期待
 - ・ 金融庁としては、事業法人に対し、気候変動が中長期的な企業価値にいかに影響を与えるかという観点から、**引き続き自主的な取組みを促す**とともに、TCFD提言に沿った開示に自主的に取り組もうとする企業等を、関係省庁とも協力してサポートしていく
 - ・ 金融機関に対しては、海外金融当局において気候変動がもたらす金融安定リスクに対処するために、金融監督やリスク管理の具体的なアプローチについて検討・研究を進める動きがあることも踏まえ、当庁としても、気候変動に係るリスクや機会を的確に評価しているか等について、**更に踏み込んで必要な対話を進めていく**

参考1 コーポレートガバナンス・コード（抜粋）

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【原則2－3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

補充原則 2－3 ① 取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

考え方

（前略）我が国の上場会社による情報開示は、計表等については、様式・作成要領などが詳細に定められており比較可能性に優れている一方で、会社の財政状態、経営戦略、リスク、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項（いわゆるESG要素）などについて説明等を行ういわゆる非財務情報を巡っては、ひな型的な記述や具体性を欠く記述となっており付加価値に乏しい場合が少なくない、との指摘もある。取締役会は、こうした情報を含め、開示・提供される情報が可能な限り利用者にとって有益な記載となるよう積極的に関与を行う必要がある。（以下略）

第4章 取締役会等の責務

【原則4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。（以下略）

参考2 スチュワードシップ・コード（抜粋）

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

指針 3－3 把握する内容としては、例えば、投資先企業のガバナンス、企業戦略、業績、資本構造、事業におけるリスク・収益機会（社会・環境問題に関連するものを含む）及びそうしたリスク・収益機会への対応など、非財務面の事項を含む様々な事項が想定されるが、特にどのような事項に着目するかについては、機関投資家ごとに運用方針には違いがあり、また、投資先企業ごとに把握すべき事項の重要性も異なることから、機関投資家は、自らのスチュワードシップ責任に照らし、自ら判断を行うべきである。その際、投資先企業の企業価値を毀損するおそれのある事項については、これを早期に把握することができるよう努めるべきである。

⁷ ガバナンスと共にESG要素と呼ばれる。

参考3 気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD: Task Force on Climate-related Financial Disclosures)

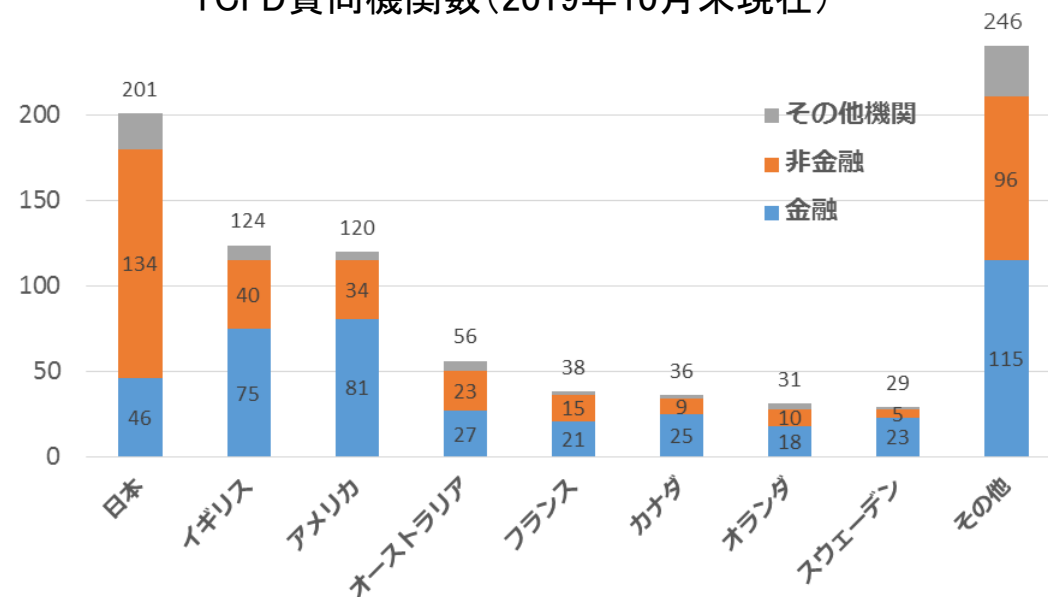
- 金融安定理事会(FSB)は2015年12月、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)を設立
- 2017年6月、企業による自主的な開示を促すための提言をまとめた最終報告書を公表(対象は金融セクターだけではなく、全ての企業)

<報告書の内容>

気候変動自体の影響(物理的リスク)や気候変動を抑制するための施策(移行リスク)が、企業財務にもたらすリスクと機会を投資家等を開示する上で推奨される開示内容を、①ガバナンス、②戦略、③リスク管理、④指標と目標の4項目ごとに提示

- 金融庁、経産省、環境省等の関係省庁は、TCFD提言に沿った開示に自主的に取り組もうとする金融機関や企業をサポート
- ✓ 2019年2月、日本取引所グループとTCFDに関するシンポジウムを共催
- ✓ 5月、経団連等の呼びかけにより、「TCFDコンソーシアム」が設置された。TCFDに沿った開示を進めていく上での疑問点や望ましい開示内容について、投資家と企業が双方向の議論を行う。金融庁、経産省、環境省は運営面でサポートすると共に、オブザーバー参加
- ✓ 10月には、産官学・金融界のトップを集めた国際会議である「TCFDサミット」を東京にて開催。サミットにおいて、投資家等の開示情報を利用する側が留意すべき視点をまとめた「グリーン投資ガイダンス」を公表

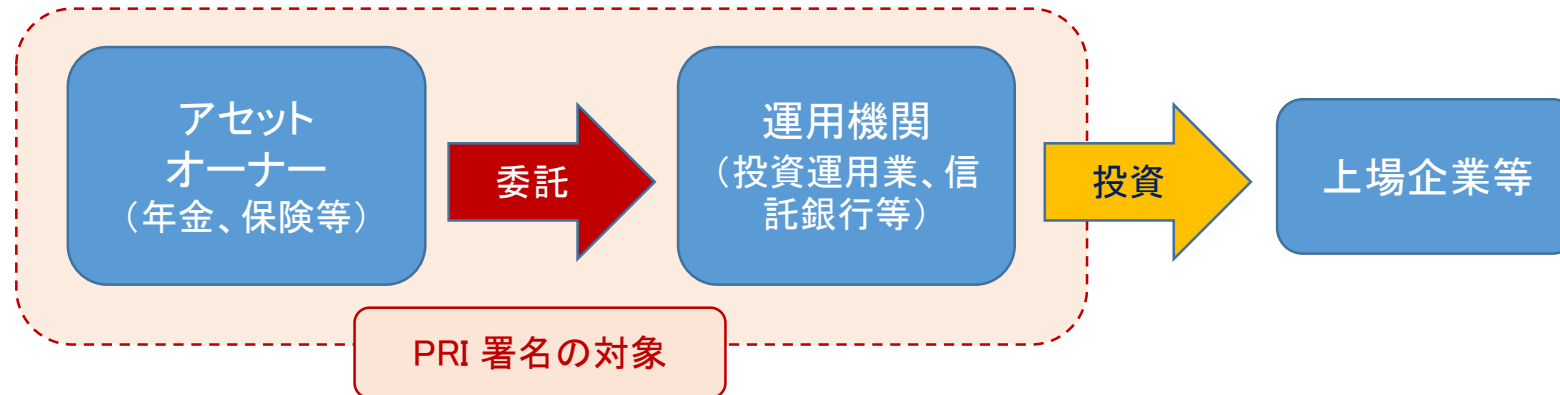
TCFD賛同機関数(2019年10月末現在)



(出所) TCFDウェブサイト

国連・責任投資原則(PRI)

- 国連の責任投資原則(PRI)は、**機関投資家**に対し、**投資分析と意思決定のプロセスにESG課題を組み込むこと**や、**投資対象の企業にESG課題についての適切な開示を求めること**等を定めるもの
- 世界で2,600以上の機関投資家等が署名。我が国では、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)(2015年9月署名)をはじめ、78の機関投資家等が署名(2019年10月時点)



GPIFのESG投資の例

GPIFは、SDGsに賛同する企業が17の項目のうち自社にふさわしいものを事業活動として取り込むことで、**企業と社会の「共通価値の創造」(CSV = Creating Shared Value)**が生まれ、その取り組みによって企業価値が持続的に向上すれば、GPIFにとっては長期的なリターンの拡大につながるとの認識の下、**GPIFによるESG投資と、投資先企業のSDGsへの取り組みは、表裏の関係**であるとして、以下の取り組みを実施

- ✓ 運用受託機関に対し、重大なESG課題について、投資先企業との積極的な「建設的な対話」(エンゲージメント)を促進
- ✓ ESG指数の選定と同指数に連動した運用
- ✓ 持続可能な投資の促進に向けた世銀グループとの提携 等

JPX(日本取引所グループ)の取組み

- 2017年12月、Sustainable Stock Exchanges(SSE) Initiativeへ参加
- 2018年7月1日、サステナビリティ推進本部(本部長:清田瞭グループCEO)を設置
- 2018年10月、金融安定化理事会(FSB)によるTCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures) 支持を表明
- 2019年5月、TCFDコンソーシアムに参加

上場会社のESG関連の取組支援

- 「コーポレートガバナンス・コード」において、上場会社がESG情報を含む非財務情報の提供に主体的に取り組むことを推奨。この他、株主以外のステークホルダーとの適切な協働(その中での社会・環境問題等の課題への対応)を推奨
- 「コーポレートガバナンスに関する報告書」において、上場会社は環境保全活動、CSR活動等の実施状況、役員への女性の登用に
関する状況を開示
- 経済産業省と共同して、なでしこ銘柄(2012年度～)、健康経営銘柄(2015年度～)として、優れた取組を行う上場会社を年1回選定・
周知
- 2019年6月、SSE Initiative作成の「ESG情報の報告に関する企業向けモデルガイダンス」日本語版を作成・公表

投資家へのESG関連商品の提供

- **株価指数**: ガバナンスに焦点を当てたJPX日経インデックス400やJPX中小型株指数の他、設備投資・人材投資、環境、ESG全般を
考慮した株価指数を算出、公表(10指数)
- **ETF**: ESG関連指数に連動するETF18銘柄が上場
- **インフラファンド**: 再生可能エネルギー発電設備を投資対象とするインフラファンド6銘柄が上場
- **プロボンド**: グリーンボンド・ソーシャルボンドの情報開示を任意に行うための開示プラットフォームを2018年1月22日に開設
独立行政法人国際協力機構(JICA)発行の5銘柄が開示プラットフォームを利用

証券業界における取組み

業界団体の取組み

■日本証券業協会の取組

- 「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」を設置(2017年9月) ※ 2018年7月に取組状況を公表
→インパクト・インベストメント関連の金融商品の組成・販売の促進について検討を行う「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」において、2019年3月29日に第一次報告書を公表
- SDGs推進に関する明確なコミットメントを対外的に表明するため、「SDGs宣言」(2018年3月)を公表
→＜SDGs宣言の内容＞①貧困、飢餓をなくし地球環境を守る取組み ②社会的弱者への教育支援に関する取組み
③働き方改革そして女性活躍支援を図る取組み ④SDGsの認知度及び理解度の向上に関する取組み
- 2017年11月及び2018年12月には、国際資本市場協会(ICMA)と「グリーンボンドセミナー」を共催
2019年10月9日には「グリーンボンドコンファレンス」として第3回を開催

■第二種金融商品取引業協会の取組

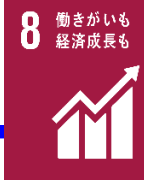
- SDGsの推進を支援するための取組みについて検討するため、SDGs推進ワーキング・グループを設置(2018年11月)
※2019年12月に報告書を公表

証券会社等の取組み

- 野村ホールディングス
 - ・ 「ESG債市場の持続的発展に関する研究会」において、ESG債市場の課題や安定的・持続的な成長に向けた対応について、産学連携で調査研究を実施。
 - ・ グリーンボンドの引受け(東京都、三井不動産、住宅金融支援機構等)やソーシャルボンドの引受け(日本学生支援機構、みらかホールディングス等)
- 大和証券グループ本社
 - ・ 大和証券グループSDGs推進アクションプラン Passion for SDGs 2019を公表。「SDGs推進委員会」で、SDGs推進方針について検討
 - ・ グリーンボンドの引受け(大王製紙、東京建物、トヨタファイナンス等)、「投資を通じた社会貢献(インパクトインベストメント)」の推進
- 第二種金融商品取引業者
 - ・ 一部の業者が、クラウドファンディングにおけるインパクト投資プラットフォームを運営
- 運用会社
 - ・ ESGを投資先選定の判断基準とする投資信託を設定(2019年9月末現在、7社18銘柄のETFが東証に上場)

間接金融における取組み

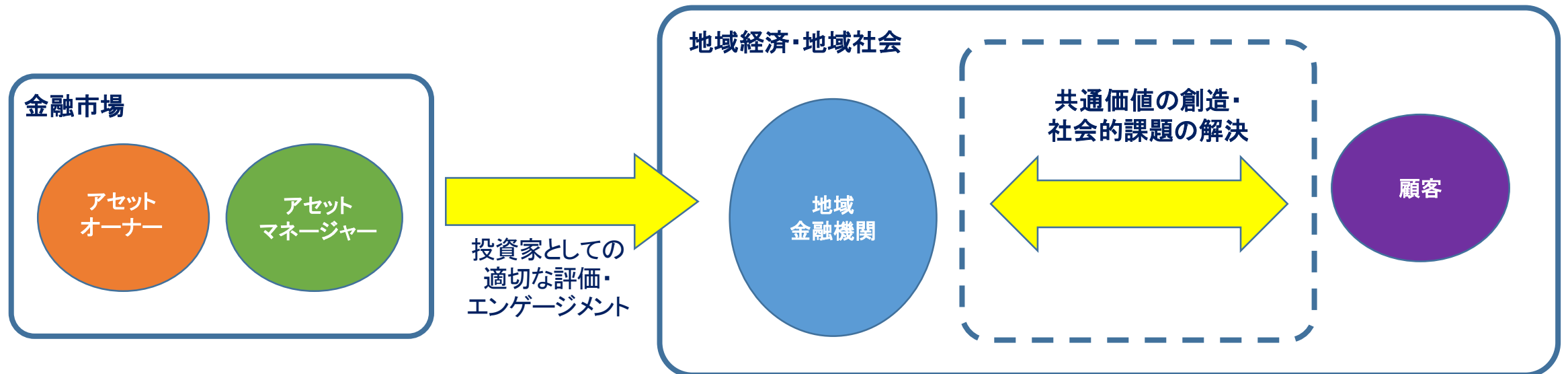
地域金融機関による顧客との「共通価値の創造」



- 足許、多くの地域金融機関にとって、長期化する低金利環境等の厳しい経営環境の下、**持続可能なビジネスモデルの構築**に向けた組織的・継続的な取り組みが必要とされている
- こうした中、地域金融機関が顧客のニーズを捉えた付加価値の高いサービスを提供することにより、安定した経営基盤を確保する取り組み（**「共通価値の創造」**）は重要であり、これは、**民間企業も社会的課題解決を担う主体と位置付けるSDGsの考え方と軌を一にするもの**



- 金融庁としては、**地域金融機関による事業性評価に基づく融資や本業支援**の取り組みなどを引き続き促進
- また、金融市場においては、機関投資家が対話を通じて、こうした地域金融機関による共通価値の創造に向けた取り組みを支援・促進する役割を果たすことが期待される

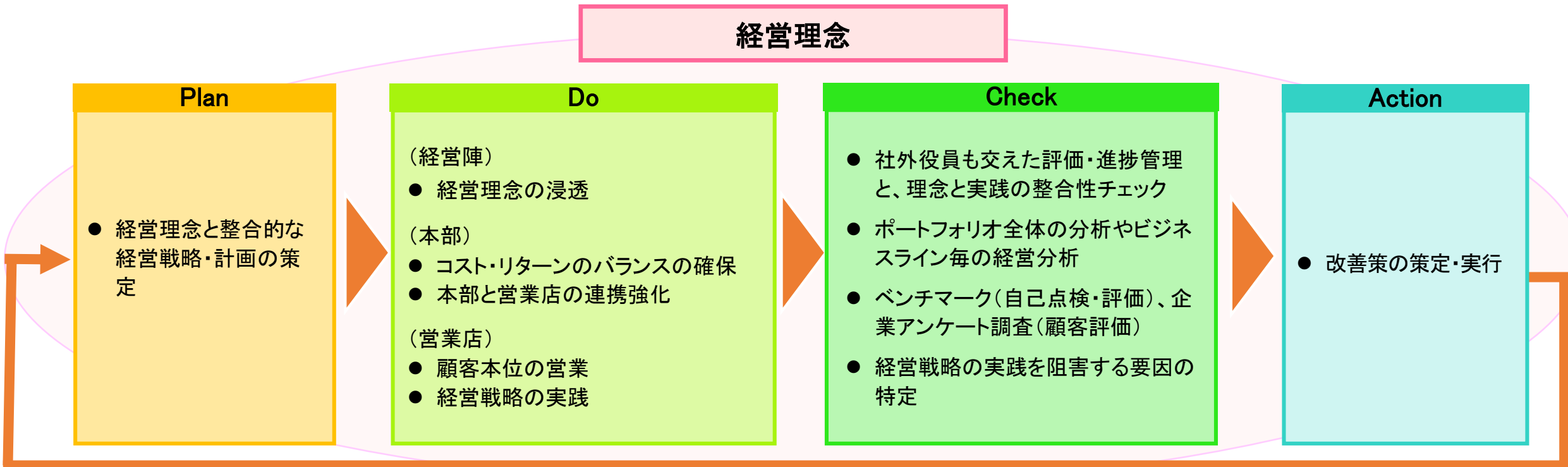


「共通価値の創造」に向けた地域金融機関の経営のあり方

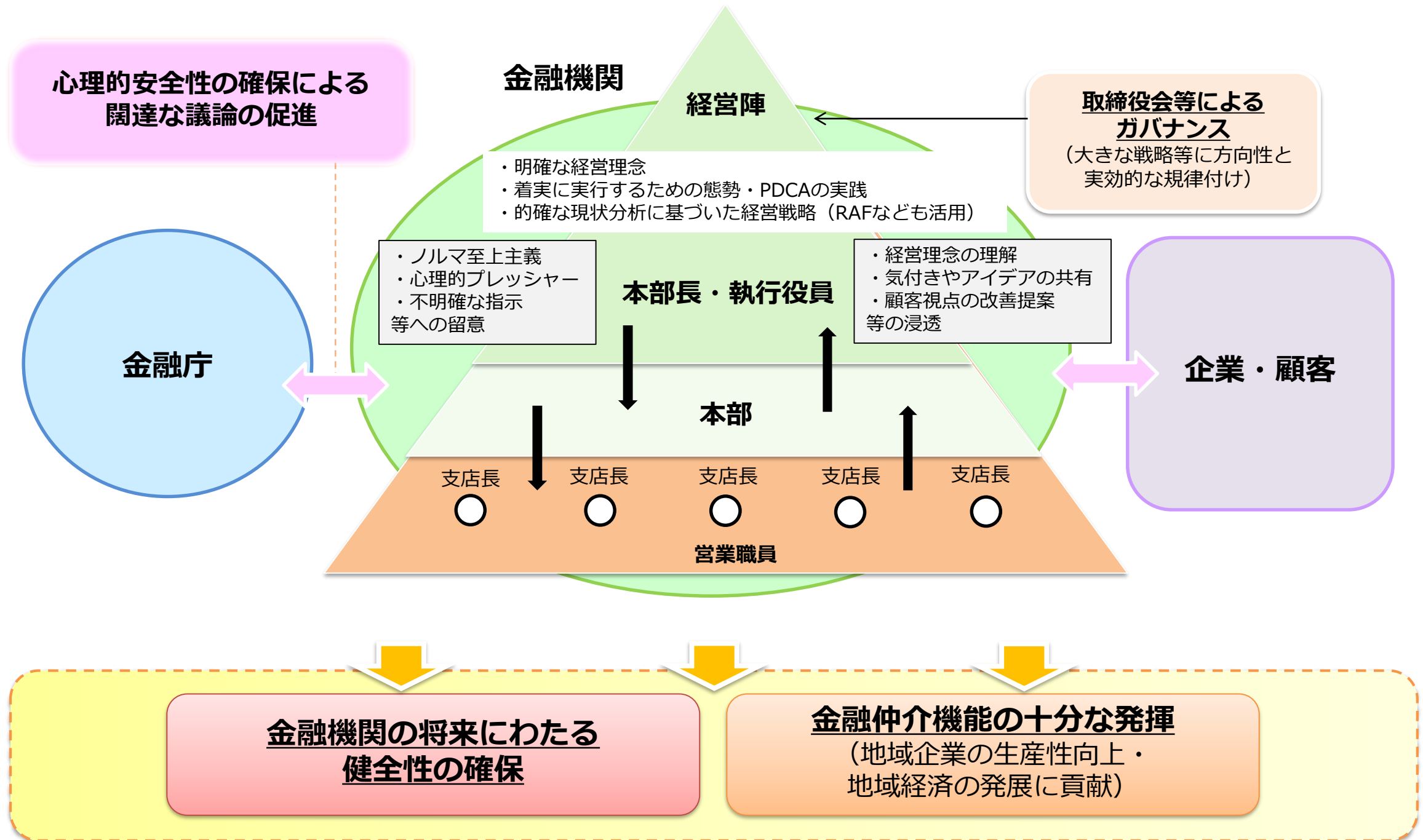
- 地域金融機関は、安定した収益と将来にわたる健全性を確保し、金融仲介機能を十分に発揮することによって、地域企業の生産性向上や地域経済の発展に貢献することが求められる。
- そのため、地域金融機関の経営者は確固たる経営理念を確立し、その実現に向けた経営戦略の策定とその着実な実行、PDCAの実践を図ることが重要（下図参照）。
- 当局は、地域金融機関の各階層（経営トップから役員、本部職員、支店長、営業職員）、社外取締役とフラットな関係で対話を実施。対話にあたっては、心理的安全性※を確保することに努める。

※心理的安全性：一人ひとりが不安を感じることなく、安心して発言・行動できる場の状態や雰囲気

持続可能なビジネスモデルの構築に向けた地域金融機関の経営のあり方



企業・顧客と金融機関、金融庁



地域金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けたパッケージ策

地域銀行における競争政策のあり方

- 地域銀行によるインフラ的サービスの維持と地域経済・産業の再生を図るため、「成長戦略実行計画」に基づき、独占禁止法の適用除外に係る**特例法の制定に向け関係省庁として協力**

地域金融機関の業務範囲に係る規制緩和等

- 地域企業の生産性向上等に向けた金融機関の取組みをサポートするため、**地域活性化や事業承継等を円滑に実施するための議決権保有制限(5%ルール)の緩和**や、**地域商社への5%超の出資を可能**にするなどの、業務範囲に関する規制緩和等を実施
- 金融機関が、コンプライアンス・リスクの低減を図りつつ、柔軟な人材配置を行うことで、人材(ヒューマンアセット)の育成とこれを通じた良質な顧客向けサービスの提供に取り組みやすくなるよう、**人事ローテーション等に関する監督指針の規定を見直し**
- 他の金融機関向け出資に係る制限(**ダブルギアリング規制**)の特例承認について、地域の金融仲介機能の継続的な発揮に資する一定の出資等を対象範囲とするよう、告示等を見直し

経営者保証に関するガイドライン

- 円滑な事業承継を促す観点から、**事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の策定**に取り組むとともに、**金融仲介の取組状況を客観的に評価できるKPI(「事業承継時の保証徴求割合」、「新規融資のうち経営者保証に依存しない融資割合」)**を設定

将来にわたる規律付け・インセンティブ付与

- 地域金融機関の将来にわたる健全性を確保するための規律付け・インセンティブ付与としての機能も視野に入れ、**預金保険料率のあり方の方向性について、関係者による検討**

地域金融機関のガバナンス機能の向上

- 金融機関と当局の双方がより具体的かつ深度ある対話を行い、金融機関内での自発的な議論が活発に行われるよう、**地域金融機関の経営・ガバナンスの改善に資する主要論点(コア・イシュー)を策定**するとともに、**社外取締役への情報発信(対話を含む)を充実**

持続可能なビジネスモデルに関する探究型対話の実践

- 確固たる経営理念の下での戦略・計画の実行、PDCAの実践状況等について、地域金融機関の各階層(経営トップから役員、本部職員、支店長、営業職員)、社外取締役との**探究型対話を実施**。対話に当たっては、**心理的安全性を確保**することに努める。

地域経済エコシステムの形成・深化に取り組む金融庁のチーム

■ **地域課題解決支援チーム**：金融育成庁として、地域課題のある現場（地域・民間）に飛び込み、地方と中央、産学官金をつなぎ、地域のプレイヤーが活躍できるための地域課題の解決策を共同企画・実施。

地域活性化に熱意のある公務員・金融マン・支援機関等職員の情報（約1,400名）を蓄積。

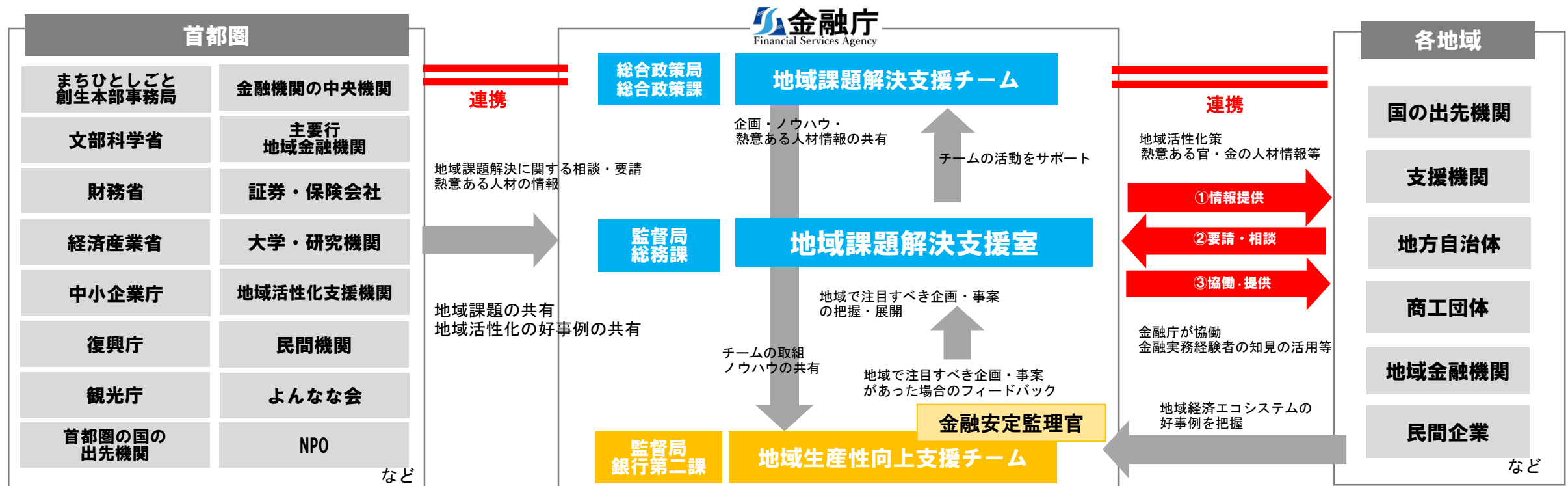
（例）新現役交流会2.0（首都圏人材を活用した中小企業経営課題の解決支援策）、潜在的起業希望者支援に関する環境整備、官金が交流する「ちいきん会」の定期的な開催

■ **地域課題解決支援室**：地域課題解決支援チームや、財務局・地域金融機関等の地域経済エコシステム（※）の形成・深化に向けた取り組みをサポート。

（例）地域の注目すべき企画・取組に関する情報収集と他の地域への展開についての検討

地域のメインプレイヤー等の求めに応じて、活性化策や熱意のある官・金の人材情報等を財務局と共有し、地域経済エコシステムの形成・深化を支援

■ **地域生産性向上支援チーム**：地域課題解決支援チーム・室と連携しつつ、地域金融機関による顧客企業の生産性向上支援に向けた金融庁・財務局の対話の質の向上につながるよう、顧客企業や商工会等の多様な関係者との対話を実施。



（※）ある地域において、企業、金融機関、地方自治体、政府機関等の各主体が、それぞれの役割を果たしつつ、相互補完関係を構築するとともに、地域外の経済主体等とも密接な関係を持ちながら、多面的に連携・共創してゆく関係。

銀行業界における取組み

全銀協の取組み

- 全国銀行協会は2018年3月15日に、SDGsやESG投資の重要性を踏まえ、銀行及びその役職員の行動指針である「行動憲章」を改定するとともに、SDGsの推進体制及び主な取組項目を決定。主な取組項目は、2019年3月に見直しを実施

＜「行動憲章」改定の主なポイント＞

- ・ 「持続可能な社会の実現に向けた責務」として、環境問題、人権問題等の課題への対応や、そのためのガバナンス体制構築の重要性について記載(第1条)
- ・ 持続可能な社会実現のための金融機関の資金供給等によるサポートの重要性について記載(第2条)
- ・ 「人権の尊重」に関する規定を新設(第5条)

＜全銀協の取組みの具体的な内容＞

新たに「SDGs/ESG推進検討部会」を設置し、会員行の取組状況の把握と各種サポート、金融経済教育の推進・拡大、女性活躍推進等の8項目について、関連部会と連携しつつ、SDGsの推進に関する全体施策を推進。また、銀行界の取り組みを対外的に発信するとともに、会員銀行の自主的取組みの推進を一層支援すること等を目的として、毎年、全銀協SDGsレポートを発行

銀行の取組み

- 3メガバンクは、赤道原則(インフラ建設など大規模プロジェクトへの融資の際に環境・社会リスク評価管理を行うための民間金融機関のガイドライン)を採択し、当該原則を踏まえたグリーンボンド(資金用途を環境に配慮した事業に限定して発行する債券)を発行(※1)
- 2017年12月、3メガバンクグループは、それぞれTCFDへの賛同を表明し、統合報告書において提言に沿った開示を実施
- また、2019年9月に発効した国連の責任銀行原則(銀行に対しSDGsやパリ協定に整合的な事業活動を促すことを目標として策定)への署名を実施(※2)
- 直近では、石炭火力発電セクターに対する融資方針等、環境等に配慮した具体的な取組方針を定める動きも見られる
- 滋賀銀行が、地銀内でも先駆けて積極的にSDGsに取り組む姿勢が評価され、第2回ジャパンSDGsアワードにおいてSDGsパートナーシップ賞を受賞

その他の取組み

- 銀行においては、高齢者・障がい者が利便性の高い金融サービスを利用できるようにするため、視覚障がい者への代読・自筆困難者への代筆に関する内部規定の整備や、視覚障がい者対応ATMの設置等の取組みを行っている

※1 37か国97金融機関が採択。みずほ銀行は2003年10月、三菱UFJ銀行は2005年12月、三井住友銀行は2006年1月に採択。ほかに農林中央金庫及び三井住友信託銀行が採択。グリーンボンドの発行実績は、三井住友フィナンシャルグループ:19億ドル相当(2019年6月末(発行主体は銀行))、三菱UFJフィナンシャル・グループ:23億ドル相当(2019年7月)、みずほフィナンシャルグループ:5億ユーロ(2019年3月末時点)。

※2 49か国130金融機関が署名。ほかに三井住友信託銀行も署名。

保険業界における取組み

保険業界のESG投資・SDGsの取組み

- 生命保険協会では、SDGs達成に向けた行動規範の改正や重点取組項目の取りまとめを実施。また、ESG投融資ガイドライン及びESG投融資普及に向けた提言レポートを公表(2019年4月)。
- ESG投資額(大手生命保険会社4社)は、2014-2018年度の過去5年間で約1兆6,000億円。
- 損害保険業界でもESG投資の拡大のほか、気候変動や自然災害への対応や再生可能エネルギーの普及・拡大を後押しする保険商品の開発・提供などを実施。
- 大手生損保会社を中心とする保険会社12社、生命保険協会、日本損害保険協会はTCFDへの賛同を表明。また、生命保険協会は、気候変動の基本知識と行動の視点やポイントなどをまとめた「気候変動対応ハンドブック」を公表。
- 生命保険協会・日本損害保険協会は、「SDGsフォーラム」を2019年1月に実施し、以下を議論。
 - － 保険業界として果たすべき社会的役割をSDGsの観点から再確認
 - － 社会・経済環境の構造的変化を踏まえた貢献のあり方
- 視覚障がい者への代読・自筆困難者への代筆に関する内部規定を整備。

大手保険会社の取組み例

- トルコ共和国での病院開発運営プロジェクトへの融資
 - － 病床数が不足するイスタンブール市における大型病院キャンパスの開発・運営プロジェクトへの融資。医療環境を整備
- アフリカ開発銀行のテーマ型債券への投資
 - － エチオピアやナイジェリアなど、アフリカ諸国での飲料水供給や電力不足解消等のプロジェクトに活用される債券への投資
- 東南アジアでの天候インデックス保険の提供
 - － 気候変動の影響を受けやすい農業が主な産業である東南アジアで農業経営リスクの軽減『天候インデックス保険』を提供
- 太平洋自然災害リスク評価及び資金援助イニシアチブ(PCRAFI) 保険ファシリティ
 - － 日本政府と世界銀行が設立した同ファシリティにおいて、太平洋島嶼国で自然災害が発生した場合に、復興資金を提供

横断的な取組み

- データの利活用によって金融のあり方が大きく変わる状況にある中、海外では、ビッグデータの利活用等を通じたデジタル化が飛躍的に進展。データ政策を巡って国際的な議論が活発化。また、暗号資産に関連した新たな構想も出現
- 金融庁としては、以下の重点5分野について、取組みを加速し、利用者利便や、生産性向上につながる金融サービスの向上、その土台としてのイノベーションの促進に貢献

【重点5分野の新たな取組み】

（１）データ戦略の推進

- データの利活用の促進等のデータ戦略の推進（情報銀行の活用も含めた、金融機関の取組みの促進等）

（２）イノベーションに向けたチャレンジの促進

- 新たな金融サービス創出を目指す多様なプレーヤーを後押し（FinTech Innovation Hubによる情報収集・支援機能の強化等）

（３）機能別・横断的 法制的整備

- デジタル化に伴う金融サービスの変容に対応するため、機能・リスクに応じた金融法制を整備（「決済」分野の横断化・柔構造化や横断的な金融サービス仲介法制の実現）

（４）金融行政・金融 インフラの整備

- 効率的な行政・デジタル化の基盤を整備（RegTech/SupTechエコシステムの具体化に向けた取組み）

（５）グローバルな 課題への対応

- サイバーセキュリティへの対応やブロックチェーン等最新技術の動向把握など（分散型金融システムについてマルチステークホルダー型アプローチで議論するBlockchain Global Governance Conference[BG2C]の開催、暗号資産に関連した新たな構想の出現を踏まえた対応の検討等）

金融経済教育の推進

4 質の高い教育を
みんなに



1 貧困を
なくそう

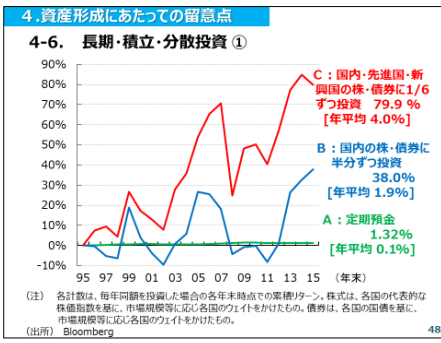
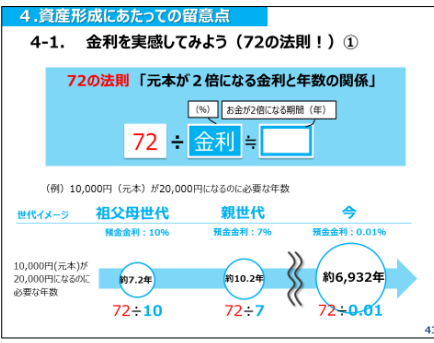
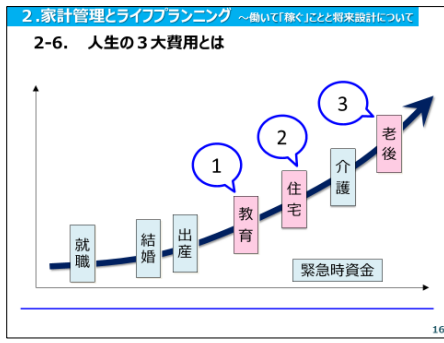


- **金融経済教育の意義・目的**は、金融・情報リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、**公正で持続可能な社会の実現**にも貢献していくこと
- 高齢化やデジタルイゼーションが進展する中、各個人がニーズに見合う金融サービスを適切に選択し、安定的な資産形成を行うことができるよう、金融経済教育を推進することは、SDGsのうち、**質の高い教育の提供**を中心に、**あらゆる形態の貧困を終わらせる**という目標の達成にも寄与
- 学校教育においては、金融庁・財務局職員による出張授業の実施、社会人に対しては、職場を通じたつみたてNISAの普及などにより、長期・積立・分散投資の重要性への理解を促進し、**金融・情報リテラシーの向上**を図る
- なお、学校、自治体、業界団体、金融機関、NPO団体等多種多様な実施主体がいる中で**より効率的・効果的な金融経済教育の推進**に向け、有識者・業界団体・関係省庁から成る官民連携の金融経済教育推進会議において継続的に議論し、施策を展開

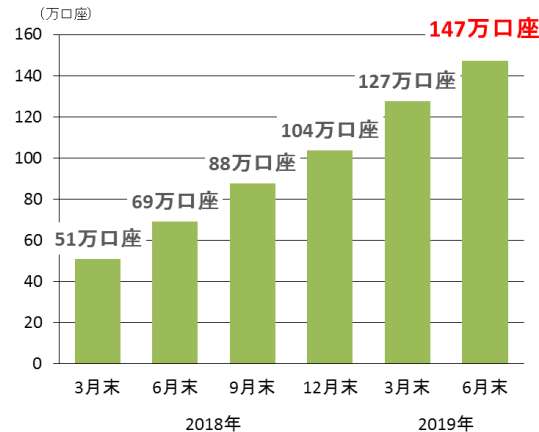
2018事務年度の 出張授業の実施件数

実施 学校数	67校 (大学：29 高校：24 中学校：11 小学校：2 特支：1)
派遣 講師数	103名 (延べ)

出張授業の主な内容

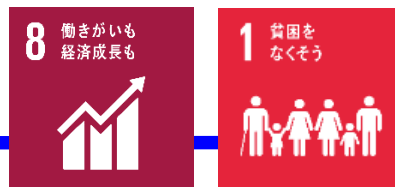


つみたてNISA口座数



(出所) 金融庁

顧客本位の業務運営への取り組み



○ 以下の取組みを通して、**顧客本位の業務運営を浸透・定着**させることで**家計の安定的な資産形成**を図り、国民の生活の向上に貢献

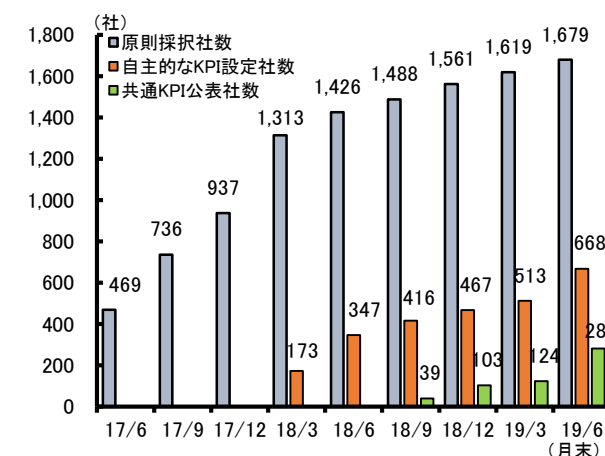
● 金融事業者の取組みの「見える化」

- ✓ 2017年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定し、原則を採択し、取組方針を策定・公表した金融事業者のリストを金融庁のホームページに公表
- ✓ 顧客本位の業務運営を客観的に評価できるようにするための成果指標（KPI）を、取組方針やその実施状況の中に盛り込んで公表するよう働きかけ
- ✓ 2018年6月、「見える化」を更に促進するため、投資信託の販売会社を対象に、長期的にリスクや手数料等に見合ったリターンがどの程度生じているかを示す、比較可能な共通KPIと考えられる3つの指標 を公表した。

● 金融庁によるモニタリング

- ✓ 金融事業者における業務運営の実態を把握し、ベスト・プラクティスを収集し、金融事業者との対話を通して、顧客本位の業務運営に向けた取組みを働きかけ
- ✓ 金融事業者や顧客の参考になるよう、モニタリングを通じて把握した優良事例や問題事例等について公表

「顧客本位の業務運営に関する原則」の採択社数・
「自主的なKPI」設定社数



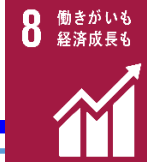
(注1)「自主的なKPI」設定社数は、取組方針やその実施状況においてKPIを公表している事業者を集計
(注2)「共通KPI」設定社数は、3項目の共通KPIのうち、1項目以上公表している事業者を集計
(資料)金融庁

〔参考〕「顧客本位の業務運営に関する原則」について

● 2016年12月金融審議会市場ワーキング・グループ報告において、以下のような内容が示された。

- ✓ 金融事業者が自ら主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合い、より良い取組みを行う金融事業者が選択されていくメカニズムの実現が望ましい
 - ✓ そのためには、従来型のルールベースでの対応のみを重ねるのではなく、プリンシプルベースのアプローチを用いることが有効であると考えられる
- ➡2017年3月金融庁において、「顧客本位の業務運営に関する原則」及び「『顧客本位の業務運営に関する原則』に向けた取組み」を公表

資産運用業の高度化



8 働きがいも
経済成長も



1 貧困を
なくそう

- 資産運用業の高度化は、資本市場の活性化や国民の安定的な資産形成を実現する上で重要
- このため、投資運用業者においては、運用力の強化により中長期的に良好な運用成果を上げることを通じ、投資家の資産形成に貢献することで顧客の信頼を獲得し、自らの収益基盤を強固なものとする必要がある
- また、新規参入の円滑化等を通じ、投資運用業者の競争を促進し、我が国の資産運用業の高度化を図ることが重要
- こうした考えの下、資産運用業の高度化に向けて、以下の取組みを実施

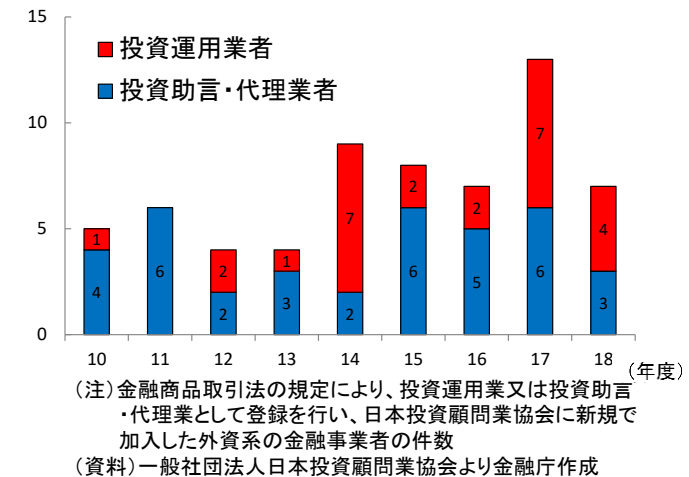
● 新規参入の円滑化

- ✓ 金融庁は、金融業の登録申請等を円滑に進める「ファストエントリー」のために設置した「金融業の拠点開設サポートデスク」を通じ、金融事業者の日本拠点の開設を支援
 - 昨事務年度は、大手投資運用業者の日本拠点や海外を拠点に事業を行ってきた日本人ファンドマネージャーが運営する投資運用業者等、新たに12社の投資運用業等の業登録が完了
- ✓ 金融商品取引業にかかる業規制や登録審査プロセスを解説した「投資運用業等登録手続ガイドブック」を作成し、日本語及び英語の双方で公表。また、同ガイドブックの活用や金融庁・各財務局の連携強化を通じて、審査プロセスを効率化

● 投資運用業者の運用力の強化に向けた業務運営体制の確立

- ✓ 投資運用業者やグループ親会社と、投資運用業者として目指すべき具体的な姿（経営目標・経営指標等）やそれを達成するための具体的方策について対話を実施
- ✓ 特に、運用力の強化に向けた主要課題であるグローバル運用体制の強化、人材の育成・確保、業務インフラの革新については、海外の運用会社等の先進的な取組み等も踏まえながら、その進捗状況についてモニタリング

外資系業者の新規加入数の推移



新興国との技術協力・人材交流

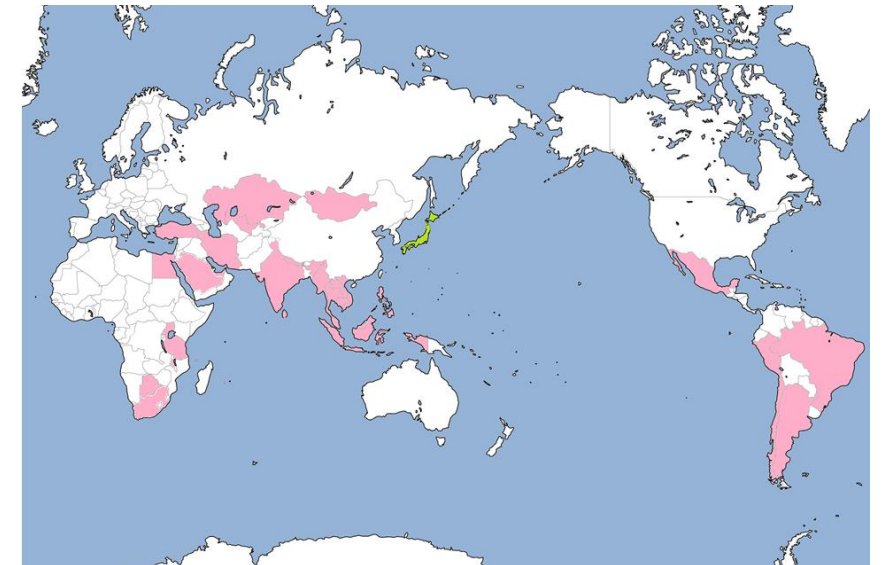


- 金融庁では、アジア新興国の金融当局との間で長期的な協力枠組みを構築した上で、職員の長期派遣や研修開催を通じて、証券取引所などの**金融インフラの整備**や、金融制度の企画立案や検査・監督に関する知見の共有による**金融当局の能力向上を支援する技術協力**を実施
 - ➡ 新興国の金融市場や金融システムの安定は、**不平等是正の目標達成にも寄与**
- また、グローバル金融連携センター（GLOPAC）では、新興国の金融当局者を研究員として日本に招聘し、2～3ヶ月間の研修プログラムを提供。既に100名超の受入実績がある中、過去に受け入れた研究員とのネットワークの維持・強化にも努め、**中長期的な視点に立った当局間交流の強化や知日派の育成**を推進している

〔参考〕

- 金融技術協力に係る書簡交換を行った国：
ミャンマー、ベトナム、インドネシア、タイ、モンゴル、フィリピン、カンボジア（7ヶ国・15当局）
- 金融連携センターにおける研究員の受入実績：
35の国と地域 計139名（銀行57名、証券35名、保険47名）
（右図参照）

金融連携センターにおける
研究員の受入実績



（注）数値はいずれも2019年11月時点

マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策等

- 組織犯罪集団によるマネー・ローンダリング、並びにテロ資金及び大量破壊兵器の拡散に係る資金の供与を防止するため、国際基準（FATF基準）に則り、関係省庁が連携して実効的な対策を実施
- マネロン等の未然防止は、日本の金融システムの健全性を維持する観点から重要な課題であるとともに、**平和と公正に係る目標達成に寄与**

- 2020年夏頃までの予定で行われている第4次対日相互審査も踏まえ、官民連携して、**マネロン等**に**利用されない金融システム確保のための態勢強化**に向け、以下を実施

- ・ 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（2018年2月策定、2019年4月改訂）等に基づく金融機関へのモニタリング
 - ✓ 金融機関が自らのリスクを適時適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講ずるリスクベース・アプローチの実施が不可欠である旨を明示
 - ✓ 金融機関から、取引実態及びマネロン等対策の実施状況に係る定量・定性データを徴求
 - ✓ 金融機関に対し、現状と求められる水準との差異（「ギャップ」）の分析と、改善計画の策定を要請
 - ✓ 徴求データやギャップ等を分析した上で、ヒアリングや立入検査等を通じ、改善状況を検証
- ・ 業界団体・関係省庁との連携強化
- ・ 利用者・国民に対する周知・啓発

〔参考〕FATF (Financial Action Task Force) とは

- 1989年のG7アルシュ・サミット経済宣言を受け、マネロン・テロ資金対策の国際基準作りを行うための多国間の枠組みとして設立
- 日本は創設メンバー国の一つであり、現在は39か国・地域と2地域金融機関が加盟、その他9つのFATF型地域体を加えると、FATFによるマネロン・テロ資金供与対策の国際基準である「40の勧告」は、世界190以上の国・地域に適用されている。

FATF加盟国等（2019年10月現在）

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイスランド、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、欧州委員会（EC）、湾岸協力理事会（GCC）



気候リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)への参画

- NGFS (Network for Greening the Financial System) は、**気候リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行及び金融監督当局の国際的なネットワーク**として、2017年12月に設置。
- 約60の当局・国際機関が参加しており(2019年10月時点)、金融庁は、2018年6月にメンバーとして加盟。
- 2019年4月に報告書を公表し、中央銀行・金融監督当局・政策立案者に対し、気候リスクへの対応に関連した6つの拘束力のない提言[参考]を提示。

[参考] NGFSによる提言(2019年4月報告書)

- 提言1: 金融監督モニタリングにおける気候変動リスクの組み込み
- 提言2: 中央銀行の運用ポートフォリオにおけるESG考慮
- 提言3: 気候リスク関連データ収集に係る枠組みの整備
- 提言4: 中銀・金融監督当局、金融機関内部の知見向上
- 提言5: TCFD提言に基づく開示の促進
- 提言6: 政策当局によるタクソノミー(資産／活動の分類)作成を支持



- 現在は3つの作業部会に分かれ、監督当局者や金融機関に向けた気候リスク管理に係るハンドブックやシナリオ分析に係るガイダンスの作成作業を進めているところ(2020年春公表を目指す)。